

- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、400人程度入場できる。
- 7 開催の中止について
前記5の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 8 関係図書の縦覧期間
平成15年9月10日から平成15年9月26日まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く)
- 9 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
熊本県玉名地域振興局土木部企画調査課
荒尾市都市整備課
- 10 公聴会に関する問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課 (電話 096-383-1111 内線 6177)
熊本県玉名地域振興局土木部企画調査課
(電話 0968-74-2144 内線 503)

別記様式

公述申出書

私は、来る9月27日に開催される荒尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（荒尾都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会で下記の趣旨の公述をしたいので申し出ます。

平成15年 月 日

熊本県知事 潮谷 義子 様

公述申出人 住所 (郵便番号)
氏名 印
電話
年齢
職業

意見の要旨及びその理由（別紙）

(注意)

- 1 公述申出書は、A4版（タテ約29.5cm×ヨコ約21cm）とし横書きとすること。
- 2 意見の要旨及びその理由は、A4版400字詰原稿用紙等1枚に簡潔に記載のこと。

熊本県公告第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、荒尾都市計画区域区分の変更等に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年9月10日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画の種類
荒尾都市計画区域区分
- 2 開催日時
平成15年9月27日（土曜日）午後1時（荒尾都市計画区域マスタープランに関する公聴会終了後）から午後5時まで
- 3 開催場所
荒尾総合文化センター 小ホール 荒尾市荒尾4186-19
- 4 対象市町
荒尾市
- 5 公述の申出について
荒尾都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る9月22日までに、熊本県土木部都市計画課（熊本市水前寺六丁目18-1）に提出しなければならない。
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。
公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。